

「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業」実施要綱

4 公東観地事第1061号

令和 4 年 10 月 6 日

4 公東観地事第1217号

令和 4 年 12 月 1 日

4 公東観地事第1263号

令和 4 年 12 月 26 日

第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱(以下「本要綱」という。)は、感染症の拡大により大きな影響を受けた観光産業の回復を図るため、感染防止対策を徹底した都内観光に係る旅行商品等への支援を行い、新たな観光需要の創出を図るために実施する「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業」(以下「本事業」という。))の基本的な事項を定める。

(本事業の定義)

第2条 本事業は、前条の目的に基づき、第5条第1項において登録された事業者(以下「登録販売旅行事業者等」という。)が企画する、感染防止対策を徹底した都内の宿泊商品、宿泊旅行商品、交通付き宿泊旅行商品及び日帰り旅行商品(以下「支援対象商品」という。)に助成を行うことを内容とする。

2 「登録旅行事業者等」は、登録販売旅行事業者等及び第5条第2項において登録された宿泊施設等をいう。

3 本事業において使用するキャンペーン事業名(愛称)は「ただいま東京プラス」とする。

第二章 全国旅行支援を活用した地域観光支援事業

(本事業の概要)

第3条 支援対象商品は次に定める要件をすべて満たすものとする。

(1) 令和4年10月20日以降に始まり令和4年12月27日まで(12月28日チェックアウトを含む)に完了する商品(以下「第Ⅰ期旅行」という。)及び令和5年1月10日以降に始まり令和5年3月31日まで(4月1日チェックアウト含む)に完了する商品(以下「第Ⅱ期旅行」という。))で

あること。

販売開始時期について、第Ⅰ期旅行は令和4年10月20日以降、第Ⅱ期旅行は令和5年1月5日以降とする。なお、第Ⅰ期旅行においては、令和4年10月20日以前に予約された商品についても、要件を満たす場合は割引の対象とすることができる。

(2) 助成率等は以下のとおりとする。

第Ⅰ期旅行

区分	助成率	助成上限額 (税込)	クーポンの付与額	助成前の価格の 下限額 (税込)
宿泊商品	旅行代金の 40%	5,000円/1人泊	平日:3,000円/1人泊 休日:1,000円/1人泊	平日:5,000円/1人泊 休日:2,000円/1人泊
宿泊旅行商品				
交通付き 宿泊旅行商品		8,000円/1人泊		
日帰り 旅行商品		5,000円/1人	平日:3,000円/1人 休日:1,000円/1人	平日:5,000円/1人 休日:2,000円/1人

第Ⅱ期旅行

区分	助成率	助成上限額 (税込)	クーポンの付与額	助成前の価格の 下限額 (税込)
宿泊商品	旅行代金の 20%	3,000円/1人泊	平日:2,000円/1人泊 休日:1,000円/1人泊	平日:3,000円/1人泊 休日:2,000円/1人泊
宿泊旅行商品				
交通付き 宿泊旅行商品		5,000円/1人泊		
日帰り 旅行商品		3,000円/1人	平日:2,000円/1人 休日:1,000円/1人	平日:3,000円/1人 休日:2,000円/1人

2 端数の処理は1円単位での切り捨てを基本とするが、事業者の業務上の都合などにおいて合理的な理由がある場合に限り、100円単位未満での切り捨てを許容するものとする。

3 支援対象商品の割引とクーポンの配付は併せて行うこととし、いずれかのみを行う事は出来ないものとする。

4 平日と休日の定義は以下のとおりとする。

(1) 宿泊商品、宿泊旅行商品及び交通付き宿泊旅行商品については、土曜日、その翌日が祝日である日曜日もしくは祝日またはその翌日が土曜日である祝日の宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱う。

(2) 日帰り旅行商品については、土曜日、日曜日または祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱う。

5 宿泊商品、宿泊旅行商品、交通付き宿泊旅行商品における1つの旅程内での宿泊数の限度は7泊とする。また、支援対象商品を同一人が複数回使用することを妨げない。

(支援対象商品)

第4条 本事業の支援対象商品は、本事業の目的に基づき、登録販売旅行事業者等が、本要綱、「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業」実施要領（以下「実施要領」という。）、「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業」クーポン発行事業実施要領（以下「クーポン実施要領」という。）等に基づいて企画・販売するものとする。

2 本事業の支援対象商品は、次に掲げる（1）から（7）までに定める要件をすべて満たすこととする。

(1) 換金目的又は換金性の高いものを含まない商品であること。

換金性の高いものとは以下のものを指す。

(ア) 金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券、おこめ券、旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）

ただし、金券類のうち以下の事項を全て満たすものは紙、デジタル問わず支援対象商品に含めることを可能とする。

a. 金券の用途となる物品またはサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記載されていること。

b. 記載された金券の用途が具体的にひとつに特定されている、又は限定した複数の用途から利用者が選択してひとつに特定できるものであること。

c. 記載された金券の用途が当該旅行目的地に相応であること。

d. 金券の使用が、当該商品の旅行目的地内かつ旅行期間内に限ること。

(イ) 鉄道の普通乗車券、特急券(指定席券等を含む)、回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）

ただし、利用者による販売箇所以外での払い戻しにつながらないように登録販売旅行事業者等が適切な管理を行い、搭乗証明書や使用済原券など各種交通機関の利用を証明する書類を保管する場合は支援対象商品に含める事が出来る。

(ウ) 収入印紙や切手

- (2) 国、東京都及び各業界団体等が定める新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを遵守しており、感染拡大防止の観点から問題がないこと。
 - (3) 商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であり、旅行目的地での消費に寄与していること。
 - (4) 商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。
 - (5) 商品に含まれる物品やサービスは利用者自身が旅行期間中に購入又は利用できるものであること。ただし、利用者の旅行手荷物の自宅間の宅配利用など、旅行の開始前からまたは旅行の終了後においても商品に付随するものは支援対象商品に含める事が出来る。
 - (6) 行程に国外の地域が含まれないこと。
 - (7) ライセンスや資格の取得を目的としないもの。
- 3 宿泊商品は、次に定める要件を全て満たすものとする。
- (1) 助成前の価格（税込）が、前条第1項で定める下限額を満たす宿泊であること。なお、宿泊形態は個人、団体のいずれも可とする。
 - (2) 第5条第1項（2）に定める宿泊事業者が直接販売する商品であること。
 - (3) 宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（ディユース）であるものは除く。
- 4 宿泊旅行商品は、次に定める要件をすべて満たす旅行とする。
- (1) 東京都内を宿泊地・目的地とする旅行であり、助成前（補助前）の価格（税込）が、前条第1項で定める下限額を満たす宿泊を伴う旅行であること。なお、旅行形態は個人旅行、団体旅行のいずれも可とする。
 - (2) 第5条第1項（1）に定める登録旅行事業者が販売する第5条第2項に定める宿泊施設等が提供する宿泊サービスが含まれている商品であること。

なお、複数の都道府県にまたがる支援対象商品は、原則、当該都道府県ごとの宿泊数に応じて補助を行うものとする。

また、宿泊旅行商品においては、登録旅行事業者があらかじめ予約・手配する旅行目的地の消費に寄与する有料の現地アクティビティ等（食事、入場観光施設、体験型アクティビティ、レンタカー、旅行目的地に見合った土産等）又は対価（運賃）を得て旅客を輸送する運送サービスを旅行代金に含める事が出来る。なお、助成の対象となる現地アクティビティ等や運送サービス及び旅行代金に組み入れる事が出来る費用や料金等の例は別紙1を参照すること。
 - (3) 宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（ディユース）であるものは除く。
- 5 交通付き宿泊旅行商品は、前項の宿泊旅行商品の要件を満たし、かつ登録旅行事業者があらかじめ手配・予約する別紙2に定める基準を満たす対価（運賃）を得て旅客を輸送する運送サービスが旅行代金に含まれる旅行とする。
- なお、複数の都道府県にまたがる支援対象商品は、原則、当該都道府県ごとの宿泊数に応じて

助成を行うものとする。

6 日帰り旅行商品は、次に定める要件をすべて満たす旅行とする。

- (1) 東京都内を目的地とする日帰り旅行であり、前条第1項で定める下限額を満たす日帰り旅行であること。ただし、2地点間の移動のみを主たる目的とするような地域での消費喚起に寄与しないものを除く。なお、旅行形態は個人旅行、団体旅行のいずれも可とする。
- (2) 第5条第1項(1)に定める登録旅行事業者が販売する登録旅行事業者があらかじめ予約・手配する対価(運賃)を得て旅客を輸送する往復の運送サービス(A群)(バス(貸切バスを含む。)、ハイヤー、タクシー、船舶、航空機、鉄道など)の利用があり、かつ、登録旅行事業者があらかじめ予約・手配する旅行目的地の消費に寄与する有料の現地アクティビティ等(B群)(食事、入場観光施設、体験型アクティビティ、レンタカー、旅行目的地に見合った土産等)を行程に組み込んだ募集型企画旅行、受注型企画旅行又は手配旅行のいずれかであること。なお、助成の対象となる運送サービス(A群)及び現地アクティビティ等(B群)の例は別紙3、旅行代金に組み入れる事が出来る物品やサービス等の例は別紙4を参照すること。
- (3) 旅行開始日と同日中に出発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと。ただし、前日中に出発し、船中泊又は車中泊する場合も日帰り旅行に含む。また、1日目に出発して船中泊又は車中泊して翌日に旅行先に到着し、その後、同日中(2日目)に旅行先を出発して船中泊又は車中泊して翌日(3日目)に出発地へ戻るような場合も、日帰り旅行に含む。
- (4) 複数の都道府県を訪問する日帰り旅行商品の場合、以下のいずれかの条件を満たす商品を、東京都内を主たる目的地とする商品とみなす。
 - (ア) 旅行目的地の消費に寄与する有料の現地アクティビティ等のうち、最も手配にかかる費用の高い個所が東京都内にあること
 - (イ) 日帰り旅行商品で訪れる日帰り旅行商品の中で、東京都での滞在時間が最も長く、多くの消費が期待されること
- (5) 社会通念上、旅行目的地への移動と考えられる距離の移動を伴うこと。

7 第1項から前項に規定する要件を満たす支援対象商品で、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象としない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大等により国及び公益財団法人東京観光財団(以下「財団」という。)が本事業を中止・停止した場合における、中止・停止の対象となった都内の地域及び期間の商品
- (2) 国、東京都等の行政機関が宿泊費、輸送費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの(例:招待旅行、研修旅行、公費出張など。)
- (3) 国、東京都等の行政機関が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
- (4) 施設を予約したが、実際には利用しない、いわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為及び旅行において定められた行程の全部又は一部を意図的に参加しないような行為

- (5) 催行の実現性が低いと財団が判断するもの
 - (6) 需要創出支援の趣旨を逸脱し、補助分が予め上乗せされる等、本来の価格が不当に設定されているもの
 - (7) 架空予約など、旅行や施設の予約を捏造する行為
 - (8) その他、財団が不相当と認めるもの
- 8 支援対象商品の販売は、次項に定める参加資格を確認できる場合に限る。
- 9 支援対象商品に参加する者（以下「利用者」という）は、以下の条件を全て満たすこととする。
- (1) 支援対象期間に日本国内に居住していること
 - (2) 新型コロナウイルスワクチン3回以上の接種歴又はPCR検査等の検査結果の陰性の確認のいずれかを確認できること
 - (3) 別途定める本事業の利用者向けの利用規約（以下「利用規約」という。）を支援対象商品の申込時に確認し、内容に同意していること
- 10 登録旅行事業者等は、日帰り旅行商品の場合は旅行の集合時、宿泊商品、宿泊旅行商品及び交通付き宿泊旅行商品の場合は旅行の集合時又は宿泊施設のチェックイン時等の旅行出発日当日に、利用者の本人確認、居住地確認及び前項（2）に定める要件を満たしていることの確認を直接行うものとする。なお、第Ⅱ期旅行においては、対面販売の場合、ワクチン3回以上接種歴の確認は原則販売時に行い、宿泊旅行商品及び交通付き宿泊旅行商品においては宿泊施設等に対し、日帰り旅行商品においては添乗員、現地係員等に対しそれぞれ「ワクチン3回以上接種歴」を確認済みであることを伝えること。この場合、添乗員等又は宿泊施設等は「ワクチン3回以上接種歴」の確認を省略することができる。
- 11 宿泊旅行商品、交通付き宿泊旅行商品及び日帰り旅行商品は、募集型企画旅行、受注型企画旅行又は手配旅行のいずれかであり、その内容が公序良俗に反しないものであるものとする。
- 12 本事業による支援対象商品であることを明らかにするため、本来の価格と助成を受けた後の販売価格（利用者の実際の支払い額）を明示し、割引金額を利用者が明確に認知出来るようにすること。また、本事業以外にもあわせて助成を受ける場合は、それぞれの割引金額がわかるようにすること。
- 13 OTA事業者において事業者が発行するクーポンを用いて補助を行う場合は、本事業の対象であることをクーポンに表記すること。また、本事業以外にもあわせて補助を受ける場合は、それぞれの割引金額がわかるようにすること。
- 14 支援対象商品に含まれる宿泊施設及び現地アクティビティ等を提供する施設においては、東京都が推奨する「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得・掲示していること。加えて、登録販売旅行事業者等が予約・手配する食事等を提供する施設（飲食・酒類を提供する店舗・施設）においては、東京都が推奨する「感染防止徹底点検済証」を取得・掲示していること。
- 15 登録販売旅行事業者等は利用規約を配布するなどして、利用規約の内容を利用者の申込前に

周知し、同意を得ること。

- 1 6 本事業の支援対象商品については、現地店頭決済の場合、都内島しょ地域で利用可能なプレミアム付き宿泊旅行商品券「しまぼ通貨」との併用を可能とする。併用時の下限額等については「しまぼ通貨利用規約」等において別途定める。
- 1 7 本事業の支援対象商品については、都内観光促進事業（もっと Tokyo）の補助と併用することを可能とする。併用時はそれぞれの割引等の内訳を明示し、都内観光促進事業（もっと Tokyo）の補助を先に適用し、全国旅行支援の補助額等の算出は、適用後の価額を基準として行うものとし、下限額等については「都内観光促進事業実施要綱」において別途定める。
- 1 8 価格決定権がある事業者による自らの特定商品に使用可能な割引クーポン等の付与は妨げないが、補助額の算出は割引クーポン等を適用した後の価額を基準として行うものとする。
- 1 9 支援対象商品においては、本事業以外の補助を適用した場合も、利用者の実際の支払い額からクーポン付与額を差し引いた利用者の実質負担額が 0 円を下回らないこととする。

（旅行事業者等の登録）

第 5 条 本事業に登録できる事業者は、以下のいずれかに該当する者とする。なお、一法人につき一申請とする。

（1）旅行事業者：以下のいずれかに該当するものとする。

（ア）旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づき旅行業法における第 1 種旅行業、第 2 種旅行業、第 3 種旅行業及び地域限定旅行業の登録を受けている者。

（イ）旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づき旅行業者代理業の登録を受けている者。

（ウ）観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成 20 年法律第 39 号）による認定観光圏整備実施計画に従って観光圏内限定旅行業者代理業を実施する者。

（エ）住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に基づき住宅宿泊仲介業の登録を受けている者。

（2）宿泊事業者：

旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた者のうち、東京都内の宿泊施設（下宿営業を除く。風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。）

なお、登録宿泊事業者は申出がない限り、次項（1）に定める宿泊施設としても登録されるものとする。

2 前項（1）に基づき本事業に登録した旅行事業者が取り扱うことができる宿泊施設等（以下、「宿泊施設等」という。）として本事業に登録できる事業者は、以下のいずれかに該当する者とする。なお、一法人につき一申請とする。

（1）宿泊施設

- (ア) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた者のうち、東京都内の宿泊施設（下宿営業を除く。風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。）
- (イ) 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出に係る東京都内の住宅又は国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 13 条第 1 項の認定を受けた事業を営む東京都内の施設（下宿営業を除く。風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。）

(2) 宿泊施設に準ずるもの

夜行フェリー、クルーズ船、寝台列車等の一般旅客定期航路事業等の許可を受け、車中泊・船中泊を伴う運送サービスであり、以下のすべてに該当するもの。

- (ア) 東京都内を旅行目的地とするもの。
- (イ) 枕、毛布その他の寝具や、ベッドと同視できるフルフラットの睡眠スペースが提供されるもの。ただし、雑魚寝など占有スペースが確保されないもの、座席をリクライニングしただけのものは含まない。
- (ウ) 概ね午後 9 時から午前 3 時までの間に運航している便又は出発時刻又は到着時刻が当該時間に含まれている便であるもの。

3 本事業への参加を希望する旅行事業者は、全国の旅行事業者からの申請等を一括して受け付ける事務局である統一窓口共同運営体（以下「統一窓口」という。）が定める期日までに統一窓口へ申請しなければならない。また、本事業への参加を希望する宿泊事業者及び宿泊施設等については財団が定める期日までに財団へ申請しなければならない。

4 財団又は統一窓口は、申請のあった事業者の申請内容を審査し、適当と認める事業者について登録するものとする。なお、登録旅行事業者等の登録期間は、登録の日から令和 6 年 3 月 31 日までとし、助成金の利用状況等により変更することがある。

5 登録旅行事業者等は、自己又は自社の業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員（以下「役員等」という）が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 6 登録旅行事業者等は、前項の(1)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 7 登録旅行事業者等は、統一窓口または財団の定める手続きに従い、適正に事務を行わなければならない。
- 8 登録旅行事業者等が第5項又は第6項に違反した場合、財団は、第4項による登録を取り消す。取り消しの効力は登録日に遡ることとする。
- 9 登録旅行事業者等が本要綱(要綱に基づく要領等を含む)に違反し、その内容が重大なものであると財団理事長が認める場合、財団は、当該違反の事実が判明した日において登録旅行事業者等の登録を取り消すこととする。ただし、当該違反の事実が判明した日が違反に関する旅行の開始日以降である場合には、当該旅行の開始日の前日に遡って登録を取り消すこととする。
- 10 国、都道府県、区市町村及び財団等の補助事業において虚偽その他不正を行った旅行事業者等は本事業に登録することができない。また、登録旅行事業者等が虚偽その他不正を行ったことが判明した場合、財団は、当該虚偽その他不正の事実が判明した日において登録旅行事業者等の登録を取り消すこととする。ただし、当該虚偽その他不正の事実が判明した日が違反に関する旅行の開始日以降である場合には、当該旅行の開始日の前日に遡って登録を取り消すこととする。
- 11 登録の取り消しとなった登録旅行事業者等は、再登録できないものとする。
- 12 登録旅行事業者等は、事業に関する証拠書類等を保管しておかなければならない。必要な事項は別に定めるものとする。
- 13 登録販売旅行事業者等は、支援対象商品の販売に際しては、以下のことを禁止する。
 - (1) 支援対象商品に含まれる宿泊施設の代表者もしくは運営者へ販売すること。
 - (2) 利用者が現住所としている宿泊施設を利用する商品を販売すること。
 - (3) 取引先等の関係者へ優先販売すること。
- 14 登録旅行事業者等は、以下の事項を遵守するものとする。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、国、東京都及び各種業界が定める新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン等を参考に、安心・安全に留意すること。
 - (2) 東京都内に事務所や営業所がある登録旅行事業者等は、事務所だけでなく、支援対象商品を販売する営業所等においても、東京都の推奨する「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得・掲示すること。
 - (3) 本事業の利用者に対して、事前に新型コロナウイルス感染症対策に係る警戒情報をホームページ等により確認し、行動するように周知すること。また、財団が依頼する利用者に向けた感染症対策に係る周知等に積極的に協力すること。
 - (4) 登録旅行事業者等は、本事業の利用者に対して、「旅行後2週間以内に新型コロナウイルス

の感染が確認された場合の報告」及び「旅行中の行動履歴の記録」を行うように促すこと。

- (5) 関係法令の一切を遵守し、公序良俗に反しないこと。
- (6) 旅行代金等の水増し等、補助金を不当に多く引き出す事に繋がる一切の行為をしないこと。
- (7) 不正行為のほう助や教唆をしないこと。

(助成金)

第6条 本事業の目的を達成するため、登録販売旅行事業者等が支援対象商品の販売を行い、それが実施された場合に、財団は、第3条第1項に定める補助内容等に基づいた助成金を、当該登録販売旅行事業者等に対して交付するものとする。

- 2 前項の助成は、登録販売旅行事業者等が利用者に対して、支援対象商品の募集・販売に際し、予め補助金に相当する金額を差し引いて販売し、その実績に応じて、財団が当該登録販売旅行事業者等に対して割引相当額を助成する方法によって行うこととする。
- 3 財団は、「Go To トラベル事業」、国及び都道府県による観光促進事業等で不正が発覚した場合（事業主体において不正が行われたと認定した場合を含む。）において、本事業の利用を制限し、また、予算枠等の割当をしないことができる。
- 4 助成金の申請にあたっては、造成する商品が本事業の定めに適合していることを担保することのみならず、利用者が本事業に定める条件等に適合していることを担保するよう善良な管理者による注意をもって取り扱うこと。

(状況報告及び調査等)

第7条 財団は、この要綱に基づく助成事業の適正な運用を図るため、必要があると認めるときは、登録旅行事業者等に対し、別に定めるところにより、本事業に係る事務の執行状況について関係書類の提出及び報告を求め、帳簿等関係書類の調査を実施することができる。

- 2 登録旅行事業者等は、前項の関係書類の提出、報告及び調査の実施を拒否してはならない。
- 3 財団は、関係書類の提出、報告及び調査の実施拒否又は調査時の書類の隠ぺい等により適正な調査実施を妨害した登録旅行事業者等について、第5条第4項による登録を取り消す。助成金の返還要領は別に定める実施要領による。

(助成金の返還)

第8条 財団は第5条第8項、同条第9項又は前条第3項の規定により、登録を取り消した場合において、登録販売旅行事業者等に既に第6条の助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 財団は、前項により助成金の返還を請求する場合、請求する登録販売旅行事業者等の社名、返還金額及び請求に至った事由を公表する。

3 第1項の助成金の返還は別に定める実施要領等による。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応)

第9条 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業予定期間内であっても、本事業の執行を中止・停止することがある。また、対象都道府県の区域が緊急事態措置区域として公示された場合、又は対象都道府県の区域がまん延防止等重点実施区域として公示され、当該まん延防止等重点実施区域に係るまん延防止等重点措置区域が定められた場合及び対象都道府県の感染状況が相当程度悪化していると国が判断する場合には、当該都道府県の全部若しくは一部の区域の居住者による旅行に対して、本事業を活用した割引等事業を停止する。国の地域観光事業支援（需要創出支援）の交付要綱等に基づき感染状況が相当程度悪化している道府県の居住者の旅行について、当事業の対象から除外することがある。なお、これらの場合において支援対象商品の取消料が発生した場合については、利用者の負担とする。

(クーポン)

第10条 支援対象商品には、東京都内の飲食店や土産物店等で利用できる第3条第1項に定める額のクーポン（以下「クーポン」という。）を付与する。クーポンの配付方法、加盟店とその登録の要件等詳細については、別に定めるクーポン発行事業実施要領及びマニュアル等に記載のとおりとする。

- 2 発行したクーポンが使用された場合は、財団は、実績に応じてクーポンの利用できる店舗（以下「加盟店」という。）と精算をするが、請求及び報告については、別に定める又はクーポン発行事業実施要領及びマニュアル等に記載のとおりとする。
- 3 財団は、加盟店が本事業の実施要綱、実施要領、又はクーポン発行事業実施要領の規定、マニュアル等に違反した場合や不正な請求等を行った場合は加盟店登録を取り消し、支払い済みの金額について返還を命ずることができる。
- 4 前項の命令を受けた加盟店は、財団が指定する期日までに、助成金を返還しなければならない。

第三章 雑則

(実施手続)

第11条 本事業を実施するに当たり、必要な事項は実施要領及びマニュアルに別に定めるものとする。

(個人情報に関する取扱い)

第12条 統一窓口、財団及び登録旅行事業者等は、本事業の支援対象商品の利用者にかかる個人情報について、本事業以外の目的に利用してはならず、また、当該利用者の同意を得ずに第三者に対して提供してはならない。

(不正利用の防止について)

第13条 登録旅行事業者等は不正利用防止のために、利用者の不正利用を排除するための措置を講じなければならない。

2 登録旅行事業者等は不正利用が発覚した場合には、財団へ報告しなければならない。統一窓口、財団はその事実を調査し、利用者が不正を行ったことを確認した場合には、財団は当該登録販売旅行事業者等に対し、不正利用を行った利用者に関して支払った助成金相当額の返還を求めるものとする。なお、登録旅行事業者等が不正利用防止の措置を尽くしていたと財団が認めた場合は、この限りではない。

3 前項の助成金の返還は別に定める実施要領等による。

(費用の負担)

第14条 本事業に関する手続及び事業の実施に関し、登録旅行事業者等が不利益を被る場合であっても、統一窓口、財団又は財団から事業の委託を受けた事業者（以下「事務局」という。）は一切の費用を負担しないものとする。

(管轄裁判所)

第15条 本事業の実施において訴訟等が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(その他)

第16条 本要綱を含む規程類やそれらに関連して発信されるすべての情報（事務連絡を含む）等を遵守すること。

2 前項の規程類や情報については、必ず最新のものを確認し、従うこと。

3 本要綱の内容は、国の地域観光事業支援（需要創出支援）の交付要綱等に応じて変更する。

附 則

この要綱は、令和4年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年12月26日から施行する。

宿泊旅行における現地アクティビティ等や運送サービス及び旅行代金に組み入れる事が出来る
費用や料金の一例

No.	宿泊に加えることができる各種サービス	可否	備考
1	航空：団体割引運賃、団体包括運賃、個人包括運賃	○	
2	鉄道：JR券マル契乗車票	○	
3	航空：普通運賃、個人用各種割引運賃	△	券面に金額が記載されたものを利用する場合 旅行者による販売箇所以外での払い戻しにつながら ないように登録旅行事業者等が適切な管理を行い 搭乗証明書や使用済原券など各種交通機関の利 用を証明する書類を保管する場合に限り対象
4	鉄道：個人用の乗車券、特急券、寝台券、指定席券、 企画乗車券、地域周遊きっぷ等	△	
5	鉄道：JR団券、団体乗車券	△	
6	乗合バス：定期観光バス、高速バス	△	
7	予め行程と料金が決まっている路線バス	△	
8	船舶	△	
9	貸切バス	○	
10	タクシー、ハイヤー	○	予め行程と料金が決まっていない場合は対象外
11	索道（リフト・ロープウェイ、ケーブルカー等）	○	
12	レンタカー	○	
13	自家用車	×	
14	食事、飲み物	○	
15	お弁当	○	
16	お土産	○	
17	観光・入場	○	
18	体験型アクティビティ等 （ダイビング、サーフィン、そば打ち、果物狩り、等）	○	
19	ライセンスや資格の取得費用	×	
20	添乗員・ガイド同行費用	○	
21	旅行計画作成にかかる企画料金 ※受注型企画旅行	○	
22	旅行業務取扱料金 ※手配旅行	○	
23	金券類等	×	条件を満たした場合一部対象（P7参照）
24	旅行者の手配による運送サービスや現地アクティビティ等	×	
25	お布施や賽銭等実質的な喜捨金（寄附）に該当するもの	×	拝観料に限り対象
26	コンパニオン	×	切り分けられる場合は対象

交通付き宿泊旅行商品における交通の判断基準

複数の対象運送サービスを連続して利用した場合も、単独で以下の判断基準を満たすこと。

片道利用や、出発日・到着日以外の利用でも、当該旅行期間内に基準を満たせば交通と判断される。

各運送サービスの基準を満たしていれば、フリーパスの利用も可能。

次のものは交通付の判断基準を満たさない

- ・特定の利用者のみ提供されるもの（スクールバスや従業員専用の送迎等）

運送サービス	判断基準	測定・確認方法
・有料列車 ※1 (JR、私鉄)	一乗車で片道50km(営業キロ)以上の利用 各運送サービスのフリーパス ※6 であっても同等の基準とします。	鉄道駅間の距離(営業キロ)を測定 ①「乗換案内検索ツール」
・乗合バス (路線バス、定期観光バス、高速バス等)		バス停留所間の距離(営業キロ)を測定 ①「各バス会社ウェブサイト」 ②「乗換案内検索ツール」 バス停留所が無い場合は乗車地⇒降車地の直線距離を測定 ①「国土地理院地図」 ②「オンライン地図サービス」
・船舶 ※2 ※7 (離島航路にかかるものを除く)	一乗船で片道50km(乗船地と下船地の直線距離)以上の利用	発着港ないし寄港地の直線距離を測定 ①「各船舶会社HP」 ②「距離判定サービス」 ※5
・タクシー ・ハイヤー	一乗車で乗車地と経路上に含まれる一地点との直線距離が50km以上の利用	発地⇒着地の直線距離を測定 または 発地⇒経路上に含まれる「下車観光・入場観光または食事箇所」のいずれかの地点との直線距離を「日程表」にて確認
・貸切バス ※3	実車時間2時間以上の利用	運送引受書における実車時間にて確認
・航空機 ・離島航路にかかる船舶 ※4	なし	測定不要 ただし、遊覧飛行は対象外

※1：有料列車とは「全ての車両が追加の料金を必要とするもの」を指す。また特急券1枚で50km以上であることを必要とする。普通列車グリーン車など、一部の車両・座席にだけ追加料金が生じる列車は除く。

※2：人の運送を行っていれば、旅客船のみならず貨物船も対象となる。

※3：道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定される一般貸切旅客自動車運送事業の用に供されるバス。

※4：離島振興法（昭和28年法律第72号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）で指定される有人離島を指す。

※5：登録旅行事業者は統一窓口にて行う審査で使用する測定方法にて事前に距離の確認ができるため、補助ツールとしての利用を検討すること。

※6：利用可能範囲の一番遠い地点と地点の距離が50km以上であることで同等の基準とする。

※7：夜行フェリーやクルーズを使った交通付き宿泊旅行商品において、「下船地・寄港地の港」の都道府県にて「宿泊施設」に登録されている必要がある。「下船地・寄港地の港」の都道府県にて宿泊施設に準ずるものとして宿泊施設等に登録されていない場合、助成の対象外となる。

●夜行フェリーで、1航路中に複数の下船港がある場合

（例）A県発 ～船内泊～ B県（下船地）～船内泊～ C県（下船地） 2泊3日の夜行フェリー商品

A県からB県の乗客：販売補助金・地域クーポンいずれもB県1泊分の助成

A県からC県の乗客：販売補助金・地域クーポンいずれもC県2泊分の助成

※A県からB県、A県からC県にて別紙2の判断基準を満たすものとする。

●宿泊が含まれるクルーズで、1航路中に複数の寄港地がある場合

（例）A県発 ～船内泊～ B県寄港（観光等）～船内泊～ C県寄港（観光等）～船内泊～ A県着
3泊4日のクルーズ商品

「宿泊施設」登録がA県のみされており、B県・C県へは登録されていない場合、寄港地のB県・C県の2泊分は助成の対象外となり、A県（到着港）1泊分のみ助成の対象となる。

※C県からA県にて別紙2の判断基準を満たすものとする。

ただし、東京都以外の道府県により別途規定が定められた場合は、それぞれの「下船地・寄港地の港」の道府県の定めが優先されるものとする。

日帰り旅行における助成の対象となる現地アクティビティ等や運送サービス

A 群	運送サービス	1	航空：団体割引運賃、団体包括運賃、個人包括運賃	○	
		2	鉄道：JR券マル契乗車票	○	
		3	航空：普通運賃、個人用各種割引運賃	△	券面に金額が記載されたものを利用する場合 旅行者による販売箇所以外での払い戻しにつながらないように登録旅行業者等が適切な管理を行い、搭乗証明書や使用済原券など各種交通機関の利用を証明する書類を保管する場合に会議り対象
		4	鉄道：個人用の乗車券、特急券、寝台券、指定席券、企画乗車券等	△	
		5	鉄道：JR団券、団体乗車券	△	
		6	乗合バス：定期観光バス、高速バス	△	
		7	予め行程と料金が決まっている路線バス	△	
		8	船舶（遊覧船はA群対象外です）	△	
		9	貸切バス	○	
		10	予め行程と料金が決まっているタクシー、ハイヤー	○	
B 群	現地 アクティビティ等	1	食事・飲み物	○	
		2	お弁当	○	発地積み込みは日帰り旅行の要件として対象外
		3	お土産	○	発地積み込みは日帰り旅行の要件として対象外 目的地に関係のないものは対象外
		4	観光・入場	○	
		5	体験型アクティビティ等	○	
		6	寝具提供のない客室利用のデユース	○	寝具提供を伴う等宿泊サービスとなるようなデユースは対象外

日帰り旅行に組み入れる事が出来る費用や料金

添乗員・ガイド同行費用	○
旅行計画作成にかかる企画料金 ※受注型企画旅行	○
旅行業務取扱料金 ※手配旅行	○
金券類等 第4条第2項(1)に記載の金券類を含まない場合対象	×
旅行者の手配による運送サービスや現地アクティビティ等	×
お布施や賽銭等実質的な喜捨金(寄附)に該当するもの ※拝観料に限り対象とします	×